

リスクと保険

CFPテキスト

Financial Planner

TAC

目 次

第1章	保険制度	1
Theme 1	保険法	2
Theme 2	保険業法	4
Theme 3	保険関連法	9
Theme 4	保険会社の経営の健全性	11
Theme 5	保険契約者保護機構	16
Theme 6	少額短期保険業	24
第2章	生命保険約款の基礎知識	31
Theme 1	保険契約の基本的な手続き	32
Theme 2	生命保険の約款	33
Theme 3	告知・診査	34
Theme 4	責任開始日（期）と契約の効力	36
Theme 5	保険金・給付金の支払等	43
Theme 6	保険の見直し	46
Theme 7	生命保険の仕組み	50
Theme 8	保険料の仕組み	52
Theme 9	剰余金と配当金	55
第3章	生命保険の商品性	61
Theme 1	保障に重点を置く生命保険	62
Theme 2	保障性と貯蓄性を組み合わせた保険	70
Theme 3	個人年金保険	72
Theme 4	変額保険	75
第4章	主な特約と第3分野の保険	83
Theme 1	主な特約	84
Theme 2	第3分野の保険	87
Theme 3	保険証券の読み取り	91

第5章	個人の生命保険設計	95
Theme 1	個人の生命保険設計	96
Theme 2	国民年金基金制度	100
Theme 3	確定拠出年金制度（DC）	102
Theme 4	小規模企業共済制度	108
第6章	個人の生命保険と税金	113
Theme 1	個人契約の保険料と税金	114
Theme 2	個人が支払った医療費と税金	119
Theme 3	個人の生命保険金の受取と税金	120
Theme 4	個人から個人への名義変更と税金	122
Theme 5	個人年金保険と税金	123
Theme 6	年金受給権の評価	124
Theme 7	年金開始後の税金	125
Theme 8	保険に係る調書	129
第7章	相続対策と生命保険	135
Theme 1	生命保険を活用した相続対策	136
Theme 2	相続税の納税資金対策	139
Theme 3	生前贈与	141
Theme 4	生命保険信託	143
第8章	法人のリスクマネジメント	147
Theme 1	法人のリスクマネジメント	148
Theme 2	役員退職金規程	150
Theme 3	従業員退職金規程	153
Theme 4	中小企業退職金共済制度（中退共）	157

第9章	法人等契約の生命保険と税金	163
Theme 1	法人の経理処理	164
Theme 2	保険料の経理処理	167
Theme 3	保険金・給付金等の経理処理	179
Theme 4	福利厚生に係る税務	181
Theme 5	契約者変更時の経理処理	183
Theme 6	個人事業主が契約者である生命保険契約と税金	190
第10章	損害保険制度と仕組み	195
Theme 1	損害保険制度と仕組み	196
Theme 2	損害保険の基本用語	202
第11章	損害保険の商品性	207
Theme 1	基本の保険種類	208
Theme 2	火災保険	210
Theme 3	地震保険	218
Theme 4	傷害保険	226
Theme 5	自動車保険	232
Theme 6	賠償責任保険	245
Theme 7	その他の損害保険	251
第12章	損害保険料の支払いと税金	257
Theme 1	個人の契約	258
Theme 2	個人事業主の契約	260
Theme 3	法人の契約	261

第13章	損害保険金の受取と税金	267
Theme 1	個人の損害保険金と税金	268
Theme 2	個人の満期返戻金と税金	270
Theme 3	個人の損害賠償金と税金	272
Theme 4	個人の災害金と税金	273
Theme 5	個人事業主の損害保険金と税金	275
Theme 6	個人事業主の満期返戻金と税金	277
Theme 7	個人事業主の損害賠償金と税金	278
Theme 8	法人の損害保険金と税金	279
Theme 9	法人の満期返戻金と税金	282
Theme10	法人の損害賠償金と税金	283
索引		291

◆◇本教材中のマークについて◆◇

(★なし) (★) (★★) (★★★)

テーマごとに重要度を★の数でランク付け（４段階）しています。

★★と★★★を中心に、メリハリをつけて学習してください。

 **頻出！**

過去の本試験での頻出項目です。最優先で学習しましょう。

◆◇復興特別所得税について◆◇

テキストの本文においては、復興特別所得税を含めた表示は考慮しておりません。

試験問題において「復興特別所得税を考慮する」とある場合には、以下のように計算してください。

復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収する。

【源泉徴収すべき所得税および復興特別所得税の額】

支払金額等 × 合計税率※ = 源泉徴収すべき所得税および復興特別所得税の額（注）

（注）算出した所得税および復興特別所得税の額に１円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。

※１ 合計税率の計算方法

合計税率（％）＝所得税（％）×１.０２１

※２ 所得税に応じた合計税率（％）の例

所得税（％）	５	７	１０	１５	１６	１８	２０
合計税率 (所得税（％）×１.０２１)	５.１０５	７.１４７	１０.２１	１５.３１５	１６.３３６	１８.３７８	２０.４２

本文中において使用されている内容として

２０１２年まで利子所得の取り扱いとなる２０％源泉分離課税（所得税１５％、住民税５％）の場合、所得税１５％が１５.３１５％となり２０.３１５％源泉分離課税といった扱いとなる。

個人年金を受け取る際の雑所得が２５万円を超える場合１０％が源泉徴収される記載は、復興特別所得税を考慮すると１０.２１％となる。

第1章

保険制度

Contents

- Theme 1 保険法 ★★★
- Theme 2 保険業法 ★★★
- Theme 3 保険関連法
- Theme 4 保険会社の経営の健全性 ★★★
- Theme 5 保険契約者保護機構 ★★
- Theme 6 少額短期保険業 ★★★

Theme 1 保険法 頻出！

★★★

1 保険法とは

保険法は、2010年4月1日に施行された、保険契約に関する一般的なルールを定めた法律である。この法律には、保険契約の締結から終了までの間における、保険契約における関係者の権利義務等が定められている。

保険法の特徴は、共済契約を規律の対象に含め、傷害疾病保険契約についても保険法のルールが及ぶこと、また、保険契約者、被保険者および保険金受取人の保護のための規定が整備されていることである。

<保険法の主な内容>

共済契約	商法で除外されていた共済契約にも適用範囲を拡大
傷害疾病保険規定	傷害疾病定額保険（いわゆる第三分野の保険）に関する規定を新設
片面的強行規定	多くの規定に、片面的強行規定を導入 保険法の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めは無効とする
告知制度	告知制度に関する規定の見直し ・自発的申告義務から質問応答義務へ変更 ・保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合、保険会社は解除できない
告知義務違反による解除	告知義務違反による解除および解除期限の法制化 ・保険契約者等が告知義務に違反した場合は、保険会社は当該保険契約を解除することができる ・保険会社が解除の原因があることを知ってから1ヵ月間解除をしなかった場合は解除をすることができない ・保険契約締結の時から5年を経過した時は、解除することができない。 募集人等による告知妨害等に関する規定の新設 ・保険募集人等による告知妨害や告知義務違反、不告知の教唆があった場合は解除することができない
保険金等の支払時期	保険金の支払時期の規定を新設し適正な保険金の支払いに必要な調査のための合理的な期間が経過したときから、保険会社は遅滞の責任を負う
被保険者の同意	保険契約者と被保険者が異なる死亡保険契約は、被保険者の同意がない場合、無効となる

保険金受取人の変更	保険金受取人の変更規定の整備（被保険者の同意必要） ・ 保険契約者は保険事故発生まで保険金受取人を変更することができる ・ 保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険会社である ・ 保険金受取人変更の効果は、変更の通知が保険会社に到達した場合、保険契約者が通知を発信した時に遡る ・ 遺言による保険金受取人の変更も可能であり、契約者が死亡した場合、その相続人が保険会社に通知する必要がある ・ 保険金に変更前受取人に既に支払われた場合は、変更後受取人には支払われない
保険料積立金の払戻し	責任開始前の解約や保険金支払の免責事由に該当し保険契約が終了する場合などに該当するとき保険料積立金の払戻しを必要とする
保険料の返還の制限	保険契約の無効・取消しの場合に、保険会社が保険料を返還しなくてよい場合を明記
被保険者による解除請求	被保険者が契約者に対して契約の解除（解約）を請求可能とする制度の新設
介入権制度	差押権者や破産管財人等、保険契約を解除することができる者が保険契約を解除しようとした際、一定の保険金受取人（介入権者）により契約の存続を図ることができる制度を導入
先取特権	被害者の「先取特権」の規定などの導入 加害者が破産した場合であっても被害者が保険金から優先的に被害の回復が可能となる
重大事由による解除	重大事由による保険会社の解除権を新設（モラルリスクの防止）
保険機能の拡充	・ 超過保険：超過部分を「無効」から「取り消し可能（善意でかつ重過失がない場合）」へ変更 ・ 重複保険：独立責任額全額支払方式とする
消滅時効	契約者などが保険金などを請求できる権利は3年で時効によって消滅する 保険会社が契約者に保険料を請求できる権利は1年で時効によって消滅する

施行以前の既契約についても保険法が適用される内容は以下のとおり。

- ・ 保険金の支払時期
- ・ 保険金受取人の変更
- ・ 介入権制度
- ・ 先取特権
- ・ 重大事由による解除

Theme 2 保険業法

★★★

1 保険業法

保険業法とは、保険事業に対する行政的監督を定めるとともに、保険会社の組織、運営に関する規準（行動の規範となるべき標準）を定めている法律のことである。保険業の健全で適切な運営と公正な保険募集の確保により保険契約者の保護を図ることを目的として制定され、1900年に初めて施行された。以後、改正により、「生・損保の相互参入」や「ソルベンシーマージン比率の導入」、「銀行、証券、保険の相互参入」、「保険契約者保護機構の創設義務」、また、「生命保険相互会社の株式会社への変更が容易になった」ことや、「生命保険相互会社にも会社更生法の適用が認められた」こと、「破綻前の予定利率引き下げが可能になった」ことなど、何度か大きな改正が行われている。

2 改正保険業法（保険業法等の一部を改正する法律）

「保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずる必要がある」との理由で、2014年に保険業法が改正され2016年5月29日に施行された。今回の改正の柱は2つあり、1つは、「保険会社及び保険募集人に対する保険募集の基本的ルール」の創設、もうひとつは、「保険募集人に対する規制の整備」である。

(1) 保険会社及び保険募集人に対する保険募集の基本的ルールの創設

これまで、保険募集人に対し、「禁止行為（虚偽説明や重要事項の不告知等）」に限定されていた従来の募集規制に加え、新たに「**意向把握義務**」および「**情報提供義務**」が追加された（保険業法294条の2）。

① 意向把握義務

保険募集の際に次のような対応を求める。

- ・顧客の意向の把握
- ・当該意向に合った保険プランの具体化（当該意向と当該プランの対応関係についての説明）

- ・顧客の意向と提案プランの最終確認※（比較と相違点の確認）
※保険契約の申込みにあたり、生命保険会社は、契約者のニーズと保険商品の内容が一致しているかを「意向確認書面」によって契約者に確認する手続きが義務付けられている。

② 情報提供義務

保険募集の際に、顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な、次のような具体的な情報の提供を求める。

- ・保険金の支払い条件（どのような場合に保険金が支払われるか）、保険期間、保険金額等
- ・顧客に対して注意喚起すべき情報（告知義務内容、責任開始期、契約の失効、セーフティネット等）
- ・その他顧客に参考となるべき情報（ロードサービス等の付帯サービス、直接支払サービス等）

【複数保険会社の商品の比較推奨販売を行うには…】

- ・取扱商品のうち比較可能な商品の一覧
- ・特定の商品の提示・推奨を行う理由

(2) 保険募集人に対する体制整備義務の導入

保険会社が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、保険募集人に対しても、業務の規模・特性に応じた体制整備を義務付けた。

3 クーリング・オフ（契約申込撤回請求権） 頻出！

(1) クーリング・オフ制度と保険業法

クーリング・オフとは、消費者の購入意思が確定しない時期に契約してしまった際、申し込みまたは契約締結の一定期間内（原則8日）であれば消費者が無条件で申し込みの撤回・解除が行える制度である。

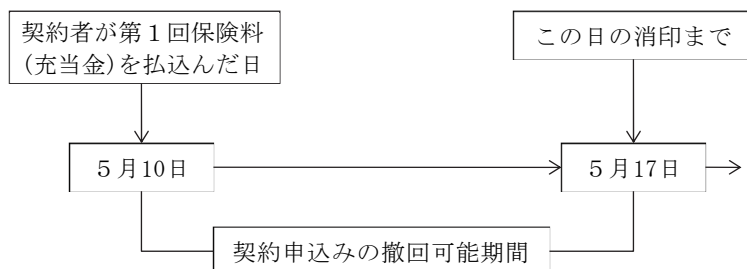
保険業法第309条（保険契約の申し込みの撤回等）では、保険契約のクーリング・オフ制度の利用について定めをしており、その内容は、保険契約の申し込みの撤回等（クーリング・オフ）に関する事項を記載した書面を交付された場合

- ① クーリング・オフに関する事項を記載した書面の交付日
- ② 申込みをした日

①②のいずれか遅い日から起算して8日を経過した場合クーリング・オフを行うことはできない（保険会社により10日、15日、30日等延長しているケースもある）。

クーリング・オフを行う場合、書面または電磁的記録により、契約者側より一方的に行うことができ、申し込みの撤回等に係る書面を**発した時**にその効力が生じることになる。

■契約申込みの撤回可能期間（8日以内）の例



保険会社等は、保険契約の申し込みの撤回等があった場合、保険料等の金銭を受領しているときは、申込者に対し速やかにこれを返還しなければならない。

また、保険業法300条9項には、クーリング・オフをした際に、既に保険金の支払の事由が生じているときは、クーリング・オフは、その効力を生じないが、クーリング・オフを行った者が、既に保険金の支払の事由を生じていることを知りながらクーリング・オフをした場合は有効であるとしている。

(2) クーリング・オフが適用されない場合（抜粋：原文どおりではない）

保険業法第309条1項

1. 8日を経過した場合
2. 法人が契約者である場合、または事業のための契約である場合
3. 保険期間が1年以下の契約
4. その保険に加入することが法律上義務付けられている場合
5. 保険会社の事務所などで契約を申込み場合

保険業法施行令第45条

1. 申込者等が、保険業者等に対しあらかじめ日を通知して、その営業所、事務所その他これらに準ずる場所（以下「営業所等」という）を訪問し、かつ、当該通知し、または訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該保険契約の申込みをした場合
2. 申込者が自ら指定した場所（保険会社の営業所等および当該申込者等の居宅を除く）において保険契約の申込をすることを請求した場合に保険契約の申込をしたとき
3. 申込者等が、郵便その他の内閣府令※で定める方法を利用して申込をした場合
4. 保険契約に係る保険料、または、これに相当する金銭の払込みを保険業者の預金口座への振込により行った場合（当該保険契約の相手方である保険業者もしくは当該保険契約に係る保険募集を行った保険業者またはこれらの役員・使用人に依頼して行った場合を除く）
5. 医師による被保険者の診査をその成立条件とする保険契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき
6. 財形貯蓄契約であるとき
7. 債務履行の担保のための契約である場合（質権設定契約）
8. 既契約の特約の中途付加・更新・保険金額の中途増額（転換はクーリング・オフ可能）

※同法施行規則第241条

1. 郵便を利用する方法
2. ファクシミリ装置その他これに準ずる通信機器または情報処理の用に供する機器を利用する方法
3. 保険会社等が設置した機器を利用する方法

◆第1章 保険制度◆

(参考) 特定早期解約制度

変額保険や変額年金、外貨建て保険、外貨建て年金などの投資性保険契約のうちクーリング・オフが適用されないものについては、**特定早期解約制度**を行うことができる旨を定めることとされている（保険業法施行規則第11条3の2号）。

特定早期解約とは、クーリング・オフ期間経過後であっても保険契約の成立日またはこれに近接する日から起算して10日以上の上記の期間までの間に限り、契約者価額※が返金される。これは、解約により契約者に払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を0円とし、さらに当該保険契約にかかる費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するものである。

ただし実務上は、一般的に変額個人年金保険などについても広くクーリング・オフの適用対象になっており、実際に特定早期解約を適用するケースはほとんどない。

※特別勘定の時価のことで、払込み保険料から契約手数料を差し引き、それを特別勘定で運用することで増減した額に、保険契約に係る契約手数料を加算して算出される。

Theme 3 保険関連法

1 金融商品取引法

- (1) 2007年9月30日より従来の証券取引法を抜本的に改正した金融商品取引法が施行された。

「証券取引法」から「金融商品取引法」に改めた。

この改正は、投資性の強い金融商品を幅広く対象とする横断的な制度の整備、公開買付に関する開示制度や大量保有報告制度の整備、四半期報告制度の導入、財務報告に係る内部統制の強化等に関する制度の整備、開示書類の虚偽記載及び不公正取引（インサイダー取引）の罰則強化などを主内容としている。

日本では90年代後半から日本版ビッグバンに代表される金融システムの改革・再編に関する議論が盛んであり、今回の金融商品取引法の制定もその流れの延長線上に位置付けられる。

国際的な金融市場の整備という点からも同様の横断的な規制を及ぼす必要が生じていた。この金融商品取引法は従来の有価証券だけでなく、金融商品・金融サービスを横断的に規制対象とし、包括的な投資者・利用者保護の仕組みを見直したものである。

- (2) 2010年10月1日より「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が施行された。

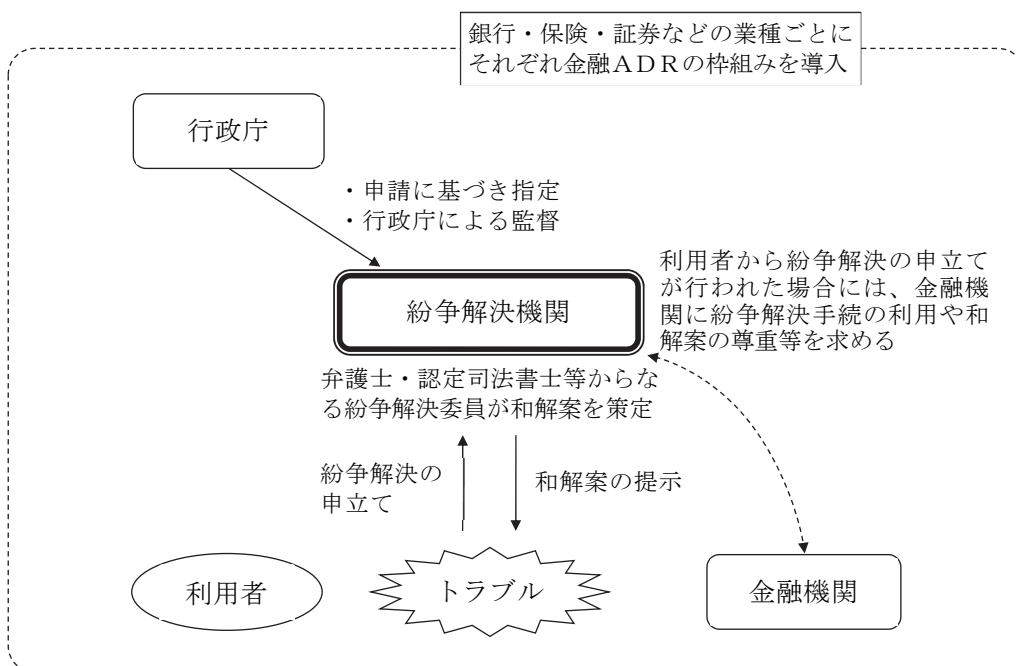
金融ADR制度では、「指定紛争解決機関制度」という制度があり、**金融機関は、業態ごとに設置された指定紛争解決機関**との手続実施基本契約を締結することが義務付けられている。当該指定紛争解決機関が設置されていない業態については、これに代わる措置として、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じることとされている。

◆第1章 保険制度◆

【紛争解決機関指定団体】（一部抜粋）

団 体 名	業 種
一般社団法人生命保険協会	・ 生命保険業務 ・ 外国生命保険業務
一般社団法人日本損害保険協会	・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務
一般社団法人保険オンブズマン	・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務 ・ 保険仲立人保険募集
一般社団法人日本少額短期保険協会	・ 少額短期保険業務
日本貸金業協会	・ 貸金業務
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	・ 特定第一種金融商品取引業務

■金融ADRのイメージ



（注）紛争解決機関が指定されない段階では、金融機関自身に苦情処理・紛争解決への取組みを求め、利用者保護の充実を図る。

Theme 4 保険会社の経営の健全性

★★★

1 保険会社の財務の健全性を判断する指標 頻出!

(1) ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率とは、保険会社の経営の健全性を測る指標の1つで、財務的なカバー力を見る指標である。支払余力とは、大災害や景気低迷などの通常の予測を超える事態が起こった場合の、保険金の支払能力のことである。

保険会社は、一定程度の支払いの増加や金利の低下による収入減など通常予測可能な範囲のリスクについて、責任準備金として積立てている。しかし、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化など通常の予測を超えたリスクに対しては「自己資本」・「準備金」等で対応することとなり、保険金等の支払い能力の充実状況が適当であるかどうかの基準を保険業法第130条で定めることができる。基準は以下の計算式で得られる比率について**200%以上**とすることとされ、数値が高いほど支払い余力が高く、200%を下回ると、金融庁から早期是正措置の対象とみなされる。

$$200\% \leq \text{「ソルベンシー・マージン比率」} = \frac{\text{マージンの総額}}{\frac{1}{2} \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

■ マージン（支払余力）の総額

ソルベンシー・マージン総額は、資本の部合計、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額（含み益の場合は、×90%）、土地の含み損益（含み益の場合は、×85%）、負債性資本調達手段、控除項目、その他を合計して算出する。

■ リスク

リスク相当額は、通常の予測を超える危険（保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスク、巨大災害リスク）を合計して算出する。

リスク相当額	リスク発生要因
保険リスク	保険事故の発生増加
予定利率リスク	資産の運用利回りが予定利率を下回る
資産運用リスク	保有資産価値の下落
経営管理リスク	業務（運営管理）上、発生するリスク
巨大災害リスク（損保）	大災害の発生

◆第1章 保険制度◆

(2) 実質純資産額

実質的な債務超過に陥っているかどうかを判断する指標。

実質純資産額

$$\begin{aligned} &= (\text{有価証券や不動産の含み損益などを反映した資産の合計}) \\ &\quad - (\text{価格変動準備金や危険準備金などを控除した負債の合計}) \end{aligned}$$

(参考) 価格変動準備金

有価証券など、変動の著しい資産について、その価格が将来低落したときに生じる損失に備えて積立てる準備金をいう。

(3) 基礎利益

1年間の保険本業の収益力を示す指標の1つで、①保険料収入や保険金・年金・給付金や解約返戻金などの支払い、責任準備金の繰入れ（戻入れ）、事業費の支払い、といった保険関係の損益、②資産運用関係の損益のうち、利息および配当金等収入（貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当）と支払利息などの費用といった、予定利率で見込んだ運用収益に対応する収益などを表している。一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に類似した概念である。

$$\text{基礎利益} = (\text{経常利益}) - (\text{キャピタル損益}) - (\text{臨時損益})$$

2 早期是正措置

金融庁は、保険会社の財務の健全性を破綻前からチェックし、健全性に問題がある場合には監督命令を発動することができる。この早期是正措置の目安として、ソルベンシー・マージン比率や実質純資産額が使われている。

(1) ソルベンシー・マージン比率と早期是正措置

ソルベンシー・マージン比率が200%未満になると、金融庁はその値に応じて以下の表の様な早期是正措置を発動できる。

ソルベンシー・マージン比率	区分	措置の内容
200%以上	非対象区分	なし
100%以上200%未満	第一区分	経営の健全性を確保するための改善計画の提出およびその実行の命令
0%以上100%未満	第二区分	次の保険金等の支払い能力の充実に資する措置に係る命令 (ア) 保険金等の支払い能力の充実に係る計画の提出およびその実行 (イ) 配当または役員賞与の禁止またはその額の抑制 (ウ) 契約者配当または社員に対する剰余金の分配の禁止またはその額の抑制 (エ) 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更 (オ) 事業費の抑制など
0%未満	第三区分	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

(2) 実質純資産額と早期是正措置

実質純資産額がマイナスとなるか、明らかにマイナスになると見込まれる場合には、実質的な債務超過に陥っているものと判断される。この場合、金融庁は業務停止命令を発動できる。

3 ディスクロージャー事項

保険業法第111条では、「事業年度ごとに業務及び財産の状況を記載した説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない」旨を定めている。また、開示する情報も法令で定めており、保険各社はこの規定に基づきディスクロージャー誌（経営内容等の情報を掲載した冊子）を毎事業年度発行している。その中には、一般事業会社には出てこない生命保険会社特有の指標がある。

(1) 保険契約準備金

保険業法において将来の保険金などの支払いに備えて積み立てが義務づけられているもので、「支払準備金」、「責任準備金」、「社員（契約者）配当準備金」がある。

① 支払準備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点まで未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金のことである。

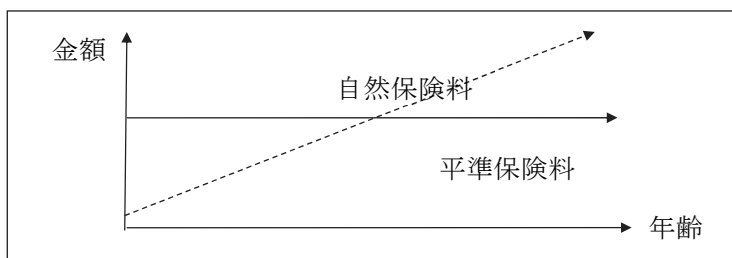
② 責任準備金

責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備えて保険会社が保険料の中から積み立てる準備金のことをいう。保険業法で保険種類ごとに一定額以上、標準利率で積み立てることが義務付けられている。

(参考)

責任準備金は、純保険料が自然保険料である場合には、毎年の純保険料収入と保険金支払とが相等しくなるように算定さるので過不足は生じない。つまり、毎年の収支が見合っているので積立てる必要はないが、平準保険料とすると死亡率の低い保険期間の前半までは死亡保険金を支払って余りが出、死亡率が高くなる後半では収入保険料とその利息だけでは死亡保険金に不足が出ることになる。この不足を補うために責任準備金の積み立てが必要となる。

■自然保険料と平準保険料



責任準備金の積立方式には、平準純保険料式とチルメル式の2種類がある。

平準純保険料式とは、事業費を、保険料払込期間にわたって毎回一定額（平準）と想定し、責任準備金を計算する方法である。保険業法の規定に基づく積立方式で、標準責任準備金はこの方式により積み立てることとされている。

チルメル式とは、生命保険会社の事業費は契約初年度に多額になるのが一般的のため、事業費を初年度に厚くし、初年度以降、一定期間で償却すると想定して責任準備金を計算する方法。つまり、初年度は付加保険料を多めに確保し、2年目以降から責任準備金の割合を増やしていく方法である。

③ 社員（契約者）配当準備金

社員（契約者）配当準備金は、保険契約に対する配当を行うために積み立てられた準備金である。

(2) 標準利率

標準利率とは、責任準備金を積み立てる際の目安となる利率のことである。標準利率が上昇すると責任準備金の額は少なくなり、標準利率が低下すると責任準備金の額は多くなる。

(3) 危険差

危険差とは、予定死亡率に基づく保険金・給付金等支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額のことをいう。

(4) 格付け

格付けとは、保険会社の財務や資産などの信用力と、経営状態の健全性を知ることができる指標である。「保険金支払い能力格付け」と「保険財務力格付け」がある。独立した第三者である格付会社が一定の基準に基づいて、アルファベットなどの記号や数字を用いて表示した等級で評価する。格付会社は複数あり、それぞれ基準が異なるため、同じ保険会社への評価でも、格付会社によって信用格付が異なる場合がある。

Theme 5 保険契約者保護機構

★★

1 保険契約者保護機構

保険契約者保護機構（以下、保護機構）は、外国保険会社等を含む、国内で事業を営む保険会社が万一破綻した場合でも、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助等を行うことにより、契約者保護を目的に、1998年12月1日より生・損保別々に発足した。全ての生命保険会社および損害保険会社が保護機構への加入を義務付けられている（**共済・少額短期保険業者および特定保険業者等は保護機構制度の会員ではない**）。

旧日本郵政公社の簡易生命保険契約については、保護機構の保証ではなく契約消滅までは政府保証が継続する。かんぽ生命保険の生命保険契約、保護機構の対象となる。

保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがある。合わせて、**早期解約控除制度**が設けられる可能性もある。保険募集に際して補償対象契約の範囲および高予定利率契約に係る基礎控除制度に関して、書面の交付および説明義務が課せられている。

原則として、保護機構の財源は、会員保険会社各社の負担金から成り立っているが、2027年3月までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされている。

(1) 生命保険契約者保護機構

補償対象契約は、国内で事業を行う生命保険会社の元受保険契約（運用実績連動型保険契約の特別勘定に関わる部分[※]を除く）であり、高予定利率契約を除き**破綻時点の責任準備金の90%まで補償される**ことになっている。これは**保険金額や年金などの90%が補償されるものではない**。

高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなる。

高予定利率契約の補償率

$$= 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

※運用実績連動型保険契約の特別勘定に関わる部分とは、特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち、運用結果に基づき支払われる保険金等の全てについて最低保証の付されていない保険契約に係る特別勘定を指す。更正手続きにおいては、当該部分の責任準備金を削減しない更生計画の作成が可能である。

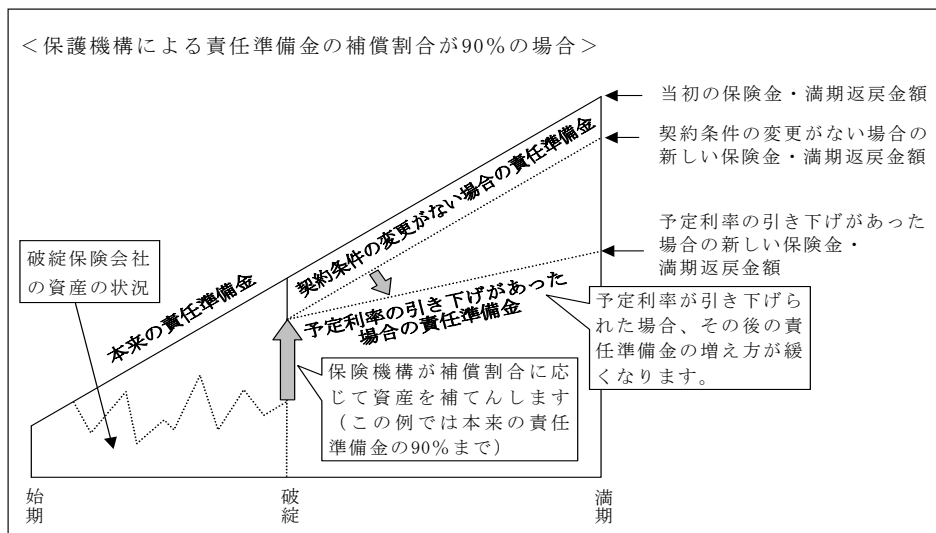
・ 予定利率の引き下げ

予定利率は、生命保険の契約者に対して約束する利率で、責任準備金を運用する場合に見込まれる利率である。予定利率が高いほど保険料が割り引かれる。したがって、払い込まれる保険料や、その他の条件が同一であれば、予定利率が高い契約の方が受け取る保険金は多くなる。

保険会社が破綻したとき、予定利率が引き下げられた場合は、その後の責任準備金の増え方が緩くなるため、保険金・満期返戻金等の補償割合は、責任準備金の補償割合を下回ることになる。

一般的に、掛け捨て型の保険の場合は予定利率の減少幅は小さくなり、貯蓄性の高い商品ほど減少幅が大きくなる。また、予定利率の高い時期の契約ほど減少幅が大きくなる。

■ 補償の仕組みと予定利率の引き下げの例（積立型の場合）



・ 早期解約控除制度

更生計画の認可決定後急激な解約請求によって資産が急速に流出してしまうと計画通りの運営が困難となる。そのため、一定期間内の解約に対して、契約条件変更後の解約返戻金等からさらに一定の割合で解約返戻金を削減する制度のことである。

◆第1章 保険制度◆

(2) 損害保険契約者保護機構

自賠責保険・家計地震保険契約については、保険会社破綻後の経過期間に係らず100%が補償される。自動車保険や火災保険等は、破綻後3ヵ月間は100%補償されるが、3ヵ月経過後は80%しか補償されない。

破綻保険会社の財産状況により上記の補償額を上回る補償が可能である場合は、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができる。

また、補償割合が80%の保険契約については、早期解約控除は適用されない。

下表で「火災保険・その他の損害保険」以外の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となり、「火災保険その他の損害保険」は保険契約者が個人・小規模法人（従業員20人以下）・マンション管理組合（主として住居としての用途に供するものの管理を行うための団体をいう）である場合に、補償の対象となる。

保 険 種 類		補 償 割 合	
		保 険 金 払	解約返戻金・満期返戻金など
損害保険	自賠責保険、家計地震保険	100%	
	自動車保険	破綻後3ヵ月間は補償割合100% 3ヵ月経過後は補償割合80%	補償割合80%
	火災保険		
	その他の保険 （賠償責任保険、動産総合保険、海上保険、運送保険、信用保険、労働者災害補償保険 など）		
疾病・傷害に関する保険	短期（1年以内）の傷害保険	補償割合90%※	補償割合90%※
	特定の海外旅行保険		
	年金払積立傷害保険		
	財産形成貯蓄傷害保険		補償割合90%※ （積立保険の場合、積立部分は80%）
	確定拠出年金傷害保険		
	その他の疾病・傷害保険 （上記以外の傷害保険、所得補償保険、医療・介護（費用）保険など）		

※高予定利率契約に該当する場合は90%から追加で引き下げられる。（85～90%）

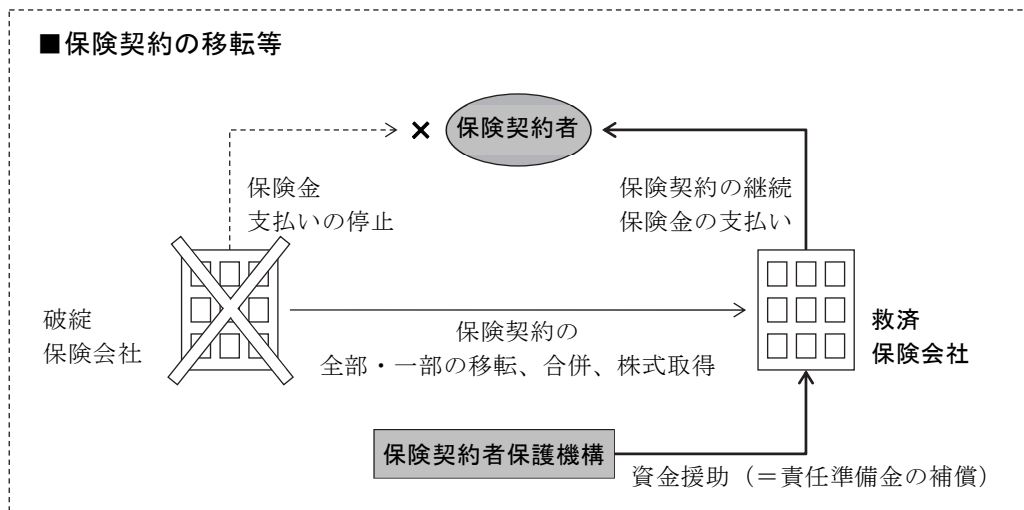
2 保険契約の継続を図る仕組み

保護機構が、保険契約の継続を図る仕組みは、破綻保険会社の保険契約の移転等を受ける救済保険会社が現れた場合（下記(1)）と、現れない場合（下記(2)）の大きく2つに分かれる。なお、いずれの方法が採られても、保護機構による最低補償に変わりはない。

(1) 救済保険会社が現れた場合（保険契約の移転）

破綻保険会社の保険契約の全部または一部の移転、合併、株式取得により、保険契約の継続を図る。

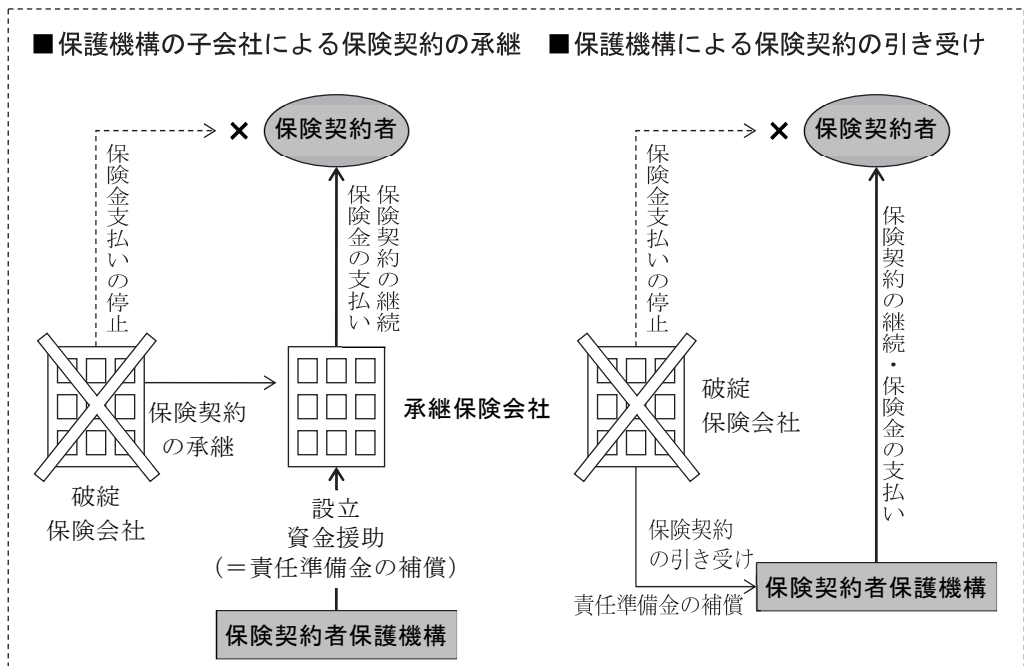
保険契約の移転等を受けた救済保険会社について、保険金支払いなどに支障が起きないように、保護機構が責任準備金の補償に必要な資金を援助する。



◆第1章 保険制度◆

(2) 救済保険会社が現れなかった場合（保護機構の子会社による保険契約の承継）

保護機構が子会社（「承継保険会社」という）を設立し、承継保険会社は、保険契約の移転または合併により破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ。このほか、承継保険会社は、保険料を受け入れ、運用し、また、保険金・返戻金その他の給付金を支払う、引き続き救済保険会社を探すなど、引き継いだ保険契約の管理および処分を行う。また、保護機構は、承継保険会社に対して、責任準備金の補償に必要な資金を援助する。



(3) 保護機構による保険契約の引き受け

保護機構自らが、破綻保険会社の保険契約を引き受ける。保護機構は、上記における承継保険会社と同様に、引き継いだ保険契約の管理および処分を行う。この場合、保護機構は、引き受けた保険契約の責任準備金の補償割合に応じて、その資産の不足分を補てんする。

3 破綻から保険契約の継続が図られるまでの流れ

保険会社が破綻した（業務または財産の状況から、保険業を続けていくことが困難になった等）場合、(1)保険業法に基づく行政手続き、(2)更生特例法に基づく会社更生手続きのいずれかにより破綻処理が開始される。

(1) 保険業法に基づく行政手続き

金融庁長官の命令により進められる手続きである。

破綻保険会社の申し出等により、金融庁長官は、まず破綻保険会社に**業務停止命令**を下し、**保険管理人**による業務および財産の管理を命ずる処分を行う（この管理処分と同時に、保険管理人が選ばれる）。

保険管理人は、破綻保険会社の業務・財産を管理・調査しながら、保険契約の移転・承継等を含む**業務・財産の管理に関する計画**を作成し、金融庁長官にこの管理計画の承認を求める。

管理計画が承認された後は、この計画に基づいて保険契約の継続が図られる。

① 業務停止命令

行政手続き開始後に破綻保険会社ができることは、業務停止命令によって制限される。

これまでの例では、保険金等の支払は継続される一方、新たな保険契約の締結や解約受付は停止されているが、実際には金融庁や当該保険会社等の発表を確認する必要がある。

② 業務・財産の管理に関する計画

金融庁長官の命令により、保険管理人は、保険契約の移転・承継等を含む、破綻保険会社の業務・財産の管理に関する計画を作成する。

作成した管理計画が金融庁長官によって承認されると、この管理計画が定めるところにより、保険契約の継続が図られる。

保険契約の移転・承継等にあたっては、保護機構が責任準備金を一定割合まで補償するが、管理計画において、予定利率の引き下げ等の契約条件の変更がされることがある。

また、保険契約の移転・承継等が行われた後は保険契約の解約が可能となるが、管理計画により早期解約控除制度が設けられる場合がある。

(2) 更生特例法に基づく会社更生手続き

裁判所の監督の下で進められる手続きである。

破綻保険会社による更生手続き開始の申し立て（金融庁長官（内閣総理大臣の委任による、以下同じ）が申し立てることもできる）を受けた裁判所は、まず手続きを開始すべきかを判断し、開始決定と同時に**管財人**を選ぶ。

管財人は、破綻保険会社の業務・財産を調査・管理しながら、保険契約の移転・承継等を含む処理計画（「**更生計画**」という）を作成し、関係者の決議を経て、裁判所に計画の認可を求める。

計画が認可された後は、この計画に基づいて保険契約の継続が図られる。

① 更生手続き開始の決定まで

会社更生手続き開始の申し立てを受けた裁判所は、保険契約や保険会社のその他の財産について**保全命令**を出す。この保全命令によって、更生手続き開始が決定されるまでに破綻保険会社ができることは制限される。これまでの例では、おおむね以下の通りとなっているが、実際には、当該保険会社等の発表を確認する必要がある。

■認められること

認められるのは次の2つのみである。

- ・更生手続き開始の申し立てが行われた日以前に保険事故（死亡保険においては死亡、生存保険においては満期など）が発生している保険契約の保険金その他の給付金・配当金の全額支払い（ただし、当該保険事故に係る保険金の支払いによっても、なお保険契約が終了しないものは対象外）。
- ・補償対象契約の保険金その他の給付金・配当金の支払い（補償対象契約の保険金等の残り部分については、後日更生計画に定めるところによる）。なお、更正手続中の補償対象契約の保険金等の支払いについては、破綻保険会社と保険契約者保護機構との間で当該支払いに係る資金援助の手続きが必要となる。

■認められないこと（停止される業務）

- ・新たな保険契約の締結、特約中途付加、保険金額および給付金額の増額、企業保険の引き受け割合の増加
- ・保険契約の転換
- ・保険契約の解約受け付け、保険契約失効時の払戻金の請求受け付け
- ・保険金額および給付金額の減額、保険契約の特約の解約受け付け、企業保険の引き受け割合の減少
- ・契約者貸し付け
- ・保険契約の払済保険、払済年金保険（団体年金を除く）および延長定期保険への変更
- ・保険料払い込み回数の変更
- ・年金開始日の変更
- ・保険料払い込み期間の変更
- ・保険期間の変更
- ・保険・年金の種類の変更
- ・年金の一括支払い
- ・保険契約者の変更
- ・上記で認められる以外の保険金その他の給付金・配当金の支払い

※契約者の保険料払込は破綻前と同様に行わない場合、保険料自動振替貸し付け扱いになったり、契約が失効する。

② 更生計画認可後

管財人の作成した更生計画が裁判所によって認可されると、この更生計画が定めるところにより、保険契約の継続が図られる。

保険契約の移転・承継等にあたっては、保護機構が責任準備金の一定割合まで補償するが、更生計画においては、予定利率の引き下げ等の**契約条件の変更**や早期解約控除制度が設けられる場合がある。

Theme 6 少額短期保険業

📌 頻出！

★★★

少額短期保険業とは、それまで保険業法の規制対象外だった無認可共済を保険業法の対象として規制・監督し、政令で定める範囲内で保険期間や保険金額の引き受けを行う事業をいう。

(1) 少額短期保険業者

一定の基準を満たし、内閣総理大臣の登録を受け、少額短期保険業を行う者をいう。

(2) 保険期間

少額短期保険業において、保険期間には上限が設けられており、**生命保険、傷害疾病保険（第3分野の保険）は1年、損害保険は2年**となっている。

(3) 保険金額の上限

保険の区分に応じて1被保険者について保険金額の上限が設けられており、下表の1～6の保険の**保険金額の限度額は1,000万円が上限**となる。

保険区分	保険金額
1. 死亡保険	300万円以下
2. 医療保険（傷害疾病保険）	80万円以下
3. 疾病等を原因とする重度障害保険	300万円以下
4. 傷害を原因とする特定重度障害保険※ ¹	600万円以下
5. 傷害死亡保険 （調整規定付傷害死亡保険）	300万円以下 (600万円以下)
6. 損害保険（7を除く）	1,000万円以下
7. 低発生率保険※ ²	1,000万円以下

※1 傷害を原因とする特定重度障害保険の保険金額について死亡保険、傷害死亡保険または重度障害保険が同時に付保されている場合には、特定重度障害保険の支払額から死亡保険、傷害死亡保険または重度障害保険の支払額を減額されるものに限る。

※2 損害保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれるものであり、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険（自動車の運行に係るものを除く）をいう。

(4) 商品規制

少額短期保険業においては、次の保険は引き受けることができない（保険業法施行令第1条7項）。

- ① 人の生存に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険（生存保険等）
- ② 保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約する保険
- ③ 保険料を主として株式や債券などの有価証券に投資し、その運用実績に応じて保険金額が変動する保険（変額保険など）
- ④ 再保険
- ⑤ 保険料または保険金、返戻金その他の給付金の額が外国通貨で表示される保険・外貨建て保険など
- ⑥ 保険金の全部または一部を定期的、分割払いで支払う保険（支払期間1年超）
- ⑦ 地震保険法に基づく地震保険

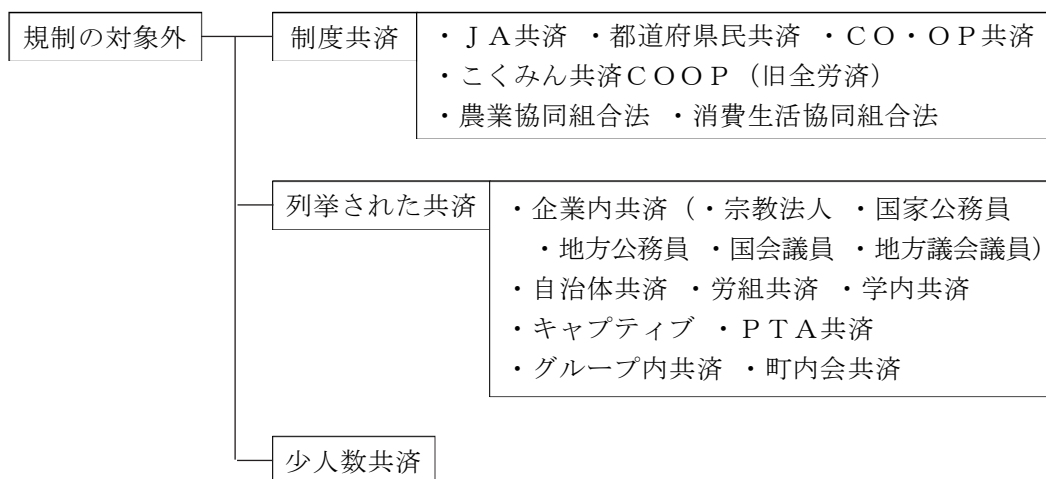
■少額短期保険業者に課される規制（抜粋）

	少額短期保険業者	保険会社
設立時の規制	登録制（申請先は財務局）	免許制（金融庁長官）
最低資本金	1,000万円	10億円
事業規模の制約	年間収受保険料50億円以下	制限なし
生損保の兼営	可能	禁止
募集人登録制度	あり	あり
資産運用の規制	預貯金（外貨建てを除く）、国債、地方債等に限定	なし
クーリング・オフ	適用あり	適用あり
保護機構	なし（その旨、募集時に書面交付により説明し、契約者から当該書面を受領した旨の署名または押印を得る）	全社に加入義務

◆第1章 保険制度◆

■保険業法の対象外となるもの

2006年4月改正保険業法が施行され、それまで根拠法がなく共済を運営管理していた業者、団体が保険業法の規制の対象となった。なお、対象外となった共済は以下の通りで列举されていないものは、保険会社又は少額短期保険業者として保険業法による規制の対象となる。



この章のポイント

- ・ 保険法は、保険会社と保険契約に関する契約のルールを定めた法律である。
- ・ 保険業法は、保険会社に対する業務内容の規制等の監督について定めた法律である。
- ・ 保険会社の経営の健全性を判断する指標に、ソルベンシー・マージン比率などがある。
- ・ 保険会社が破綻した場合、保険契約者保護機構により保険契約者の保護が図られる。
- ・ 少額短期保険業者が取り扱う保険商品は、保険金額が少額、かつ短期の商品に限定されている。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 保険法は、保険契約だけでなく保険契約と同等の内容を有する共済契約も適用の対象としている。
- () (2) 保険法では、告知義務者である保険契約者または被保険者は、危険に関する重要事項のうち保険会社から告知を求められた事項のみ告知すればよい。
- () (3) 保険加入に当たり、保険募集人は顧客の意向を把握し、その意向に沿った保険プランの提案、その意向と提案したプランの対応関係についての説明、当初の意向と最終的な意向を比較し、相違点を確認することは義務づけられていない。
- () (4) 保険加入に当たって、顧客が保険加入の適否を判断するうえで参考となる情報（直接支払いサービスなど）を提供することは保険募集人の義務である。
- () (5) クーリング・オフが可能な期間は、クーリング・オフに関する書面を受け取った日か、保険料入金日のいずれか遅い日から起算して8日以内である。
- () (6) 既存の保険契約を自動更新した場合はクーリング・オフの対象となるが、特約等の中途付加は、クーリング・オフの対象とならない。
- () (7) ソルベンシー・マージン比率が200%未満になった場合、監督行政当局は保険会社に経営改善計画の提出および実行命令を発動する。
- () (8) 基礎利益とは、経常利益に、本業以外の利益である有価証券の売却損益等のキャピタル損益、臨時損益を加えたもので、一般の事業会社の営業利益に近い指標である。
- () (9) 標準利率とは、生命保険会社が責任準備金計算の基礎となる予定利率を決める際の基準となる数値で、金融庁が定める。
- () (10) 標準利率が上昇すると責任準備金の額は小さくなるため、その分保険料は引き上げられる。
- () (11) 責任準備金とは、将来保険金を安定的に支払えるように、保険料の一部を積み立てて準備しておく金額のことで、各保険会社が任意で積み立てを行っている。

◆第1章 保険制度◆

- () (12) 責任準備金の積み立て方式には、平準純保険料式とチルメル式があるが、チルメル期間中は、予定死亡率、予定利率が変わらなければ、チルメル式より平準純保険料式の方が積立額が大きくなる。
- () (13) 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、破綻した時点の補償対象契約の保険金・給付金の90%（高予定利率契約を除く）までが補償される。
- () (14) すでに年金支給が開始された個人年金保険についても、生命保険契約者保護機構の補償対象とされる。
- () (15) 保険会社の破綻後、業務再開までの期間は、保険契約の転換や特約の中途付加、新たな保険契約の締結、保険契約者の変更および保険金の支払いなどの業務は停止される。
- () (16) 少額短期保険業者が取り扱う生命保険契約は、生命保険契約者保護機構による保護の対象とならない。
- () (17) 少額短期保険業者が取り扱う死亡保険（傷害死亡保険を除く）の保険金額の上限は、1被保険者につき600万円となっている。
- () (18) 少額短期保険業者は、保険期間1年の外貨建て保険は取扱うことができる。
- () (19) 少額短期保険業者が取り扱う死亡保険金は、相続税における生命保険金の非課税金額の適用を受けることはできない。
- () (20) 金融ADR制度の紛争解決機関として損害保険の分野で指定を受けている団体には、一般社団法人保険オンブズマンと一般社団法人日本損害保険協会内の「そんぽADRセンター」がある。

<解答>

- (1) ○ 正しい記述である。
- (2) ○ 正しい記述である。
- (3) × 保険加入に当たっての、保険募集人の顧客意向の把握は義務化されている。
- (4) ○ 正しい記述である。
- (5) × クーリング・オフが可能な期間は、クーリング・オフに関する書面を受け取った日か、申込日のいずれか遅い日から起算して原則8日以内である。
- (6) × 既存の保険契約の自動更新や特約等の中途付加は、クーリング・オフの対象とはならない。
- (7) ○ 正しい記述である。
- (8) × 基礎利益とは、経常利益から本業以外の利益である有価証券の売却損益等のキャピタル損益、臨時損益を除いたものである。
- (9) ○ 正しい記述である。
- (10) × 標準利率が上昇すると責任準備金の額は小さくなるため、その分保険料は引き下げられる。
- (11) × 責任準備金の積み立ては保険業法で義務付けられている。
- (12) ○ 正しい記述である。
- (13) × 生命保険契約者保護機構により補償されるのは、破綻した時点の補償対象契約の責任準備金等の90%（高予定利率契約を除く）までであり、保険金・給付金の90%ではない。
- (14) ○ 正しい記述である。
- (15) × 保険事故が起きた場合の保険金の支払いについては、破綻後から業務再開までの期間でも認められている。
- (16) ○ 正しい記述である。
- (17) × 少額短期保険業者が取り扱う商品のうち、死亡保険（損害死亡保険を除く）の保険金額の上限は、1被保険者につき300万円となっている。
- (18) × 少額短期保険業者は、外貨建て保険は取扱うことができない。
- (19) × 少額短期保険業者が取り扱う生命保険の死亡保険金は、相続税における生命保険の非課税金額の適用を受けることができる。
- (20) ○ 正しい記述である。

索引

【英数字】

1 入院	85
2 分の 1 養老保険（福利厚生プラン）	156
3 利源配当型の保険	56

【あ】

アカウント型保険 （利率変動型自由設計保険）	69
圧縮記帳	279

【い】

一時払制度	37
一部保険	213
一般の生命保険料控除	114
異動	202
医療費控除	119
医療費用保険	90
医療保険	87

【う】

請負賠償責任保険	247
上塗基準	212

【え】

延長（定期）保険	42
----------	----

【か】

海外旅行傷害保険	231
外貨建て個人年金保険	74
介護医療保険料控除	115
介護に備える特約	86
介護費用保険	89
介護保障保険	88
会社役員賠償責任保険（D&O保険）	249
価額協定保険特約	214
確定拠出年金制度（DC）	102
確定年金	73
家計地震保険	218
火災保険	210
過失相殺	203
過失割合	203
家族傷害保険	228

仮渡金（かりわたしきん）制度	235
簡易評価基準	212
がん入院特約	86
がん保険	87

【き】

機械保険	253
企業型確定拠出年金（企業型年金）	105
企業費用・利益総合保険（利益保険）	252
危険差	15
基礎利益	12
給付・反対給付均等の原則 （レクシスの法則）	52, 203
金融ADR制度	9
金融商品取引法	9

【く】

クーリング・オフ	6
----------	---

【け】

経済的全損	203
契約者	33
契約者貸付	40
契約転換制度	46
契約の解除	35
減額	42, 48
現実全損	203
現物支給	183

【こ】

更新型	67
功績倍率方式	150
交通事故傷害保険	229
高度障害保険金	43
告知義務（質問応答義務）	34
告知義務違反	35
国内旅行傷害保険	230
国民年金基金制度	100
個人型確定拠出年金（iDeCo）	102
個人年金保険	72
個人年金保険料控除	114
個人賠償責任保険	245

◆索引◆

（個人・法人）情報漏えい賠償責任保険	249
こども（新学資）保険	71
ゴルフア保険	246

【さ】

災害減免法	274
災害入院特約	85
災害割増特約	84
再調達価額	202
サイバーリスク保険	249
再保険	203
債務不履行責任	199
雑所得の金額	125
雑損控除	273
参考純率	197

【し】

時価（額）（評価額）	202
事業保障資金	149
死差益	55
自社株の買い取り	149
市場価格調整	66
地震危険担保特約	225
地震保険	218
地震保険料控除	258
施設賠償責任保険	247
自損事故保険	238
失火責任法	199
失効	39
実質純資産額	12
実損払（実損てん補）	202
疾病入院特約	85
指定代理請求制度	44
自転車損害賠償保険	246
自動車損害賠償保障法	200
自動振替貸付制度	41
自賠責保険	232
支払限度額方式	225
支払調書	129
死亡保険金	43
借家人賠償責任特約	215
車両保険	239
就業不能保険	88
収支相等の原則	52

終身年金	72
終身保険	65
収入（生活／家族）保障特約	84
収入保障保険	64
縮小支払方式	225
受託者賠償責任保険	249
純保険料	53
準有配当（利差配当）型の保険	56
傷害特約	84
傷害保険	226
少額短期保険業	24
小規模企業共済制度	108
昇降機賠償責任保険	247
承諾	38
剰余金の3利源	55
女性疾病入院特約	86
所得補償保険	90
仕訳	165
人身傷害補償保険	240
新築費単価法	212

【せ】

生産物賠償責任保険（PL保険）	248
生死混合保険	50
成人病（生活習慣病）入院特約	85
生前贈与	141
製造物責任（PL）法	201
生存給付金付定期保険	71
生存保障重視型個人年金保険 （トンチン型年金）	74
政府保障事業	236
生命保険契約者保護機構	16
生命保険信託	143
生命保険約款	33
責任開始日（期）	36, 38
責任準備金	14
全期型	67
全期前納	37
先進医療特約	86
前納制度	37
全部保険	213
専門職業人向け賠償責任保険	250

【そ】

早期解約控除制度	16
早期是正措置	13
早期年金開始型	77
総合福祉団体定期保険	155
相続時精算課税	142
ソルベンシー・マージン比率	11
損害保険契約者保護機構	18
損害率	203

【た】

ターゲット型	77
第3分野の保険	87
代償分割	137
対人賠償保険	237
大数の法則	52
対物賠償保険	238
短期入院特約	85
団体定期保険	156

【ち】

中小企業退職金共済制度（中退共）	157
中小事業主掛金納付制度 （iDeCo+（プラス））	107
中途増額制度	47
超過保険	213

【つ】

追加契約	47
通院特約	85
通算入院	85
通知義務	202
積立利率変動型終身保険	66

【て】

低解約返戻金型終身保険	65
定期保険	62
定期保険特約	84
定期保険特約付終身保険	67
定期保険特約付養老保険	70
逡減定期保険	63
ディスクロージャー	14
逡増定期保険	63
店舗休業保険	253

店舗賠償責任保険	248
----------	-----

【と】

搭乗者傷害保険	239
特定（三大）疾病保障保険	68
特定疾病保障特約	84
特定早期解約制度	8
特定損傷特約	86
特約	84
特約の中途付加	47

【に】

二次相続	140
------	-----

【ね】

年金受給権の評価	124
年次別指数法	212

【の】

ノンフリート契約	243
----------	-----

【は】

払済保険	41
------	----

【ひ】

非課税限度額	139
引受基準緩和型（限定告知型保険）	68
費差益	55
必要保障額	96
被保険者	33
被保険利益	202
ヒューマン・バリュー特約	155
標準利率	15
比例払（比例てん補）	202

【ふ】

ファミリー（家族）交通傷害保険	229
夫婦（連生）年金	73
付加保険料	53
普通傷害保険	228
復活	39
不法行為責任	199
フリート契約	243
分損	202

◆索引◆

【へ】

平準定期保険	62
壁芯基準	212
変額個人年金保険	76
変額保険	75

【ほ】

法人成り	183
保険価額	202
保険業法	4
保険金	202
保険金受取人	33
保険金額	202
保険契約者保護機構	16
保険の対象	202
保険法	2
保険料即収の原則	203
保険料払込免除	44
保証期間付年金	73

【ま】

満期返戻金	202
-------	-----

【む】

無選択型保険	69
無配当保険	56
無保険車傷害保険	239

【め】

免責金額	203
------	-----

【も】

元受保険	203
------	-----

【ゆ】

有期年金	73
有配当保険	56
猶予期間	39

【よ】

養老保険	70
予定事業費率	53
予定死亡率	53
予定利率	53

【ら】

ラチェット型	77
--------	----

【り】

利差益	55
リスク細分型自動車保険	240
利得禁止の原則	203
リビングニーズ特約	44

【れ】

暦年贈与	142
------	-----

【ろ】

労働災害総合保険	251
ロールアップ型	77

CFP[®] テキスト リスクと保険

2006年 8 月 5 日 初版発行
2025年 6 月 24日 第30版第 1 刷発行

発 行 者 多田 敏男
発 行 所 T A C 株式会社
〒101-8383
東京都千代田区神田三崎町 3-2-18

©2025 T A C

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。本書の一部または全部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛承諾を求めてください。



TAC